

発議第1号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成21年3月26日

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 南部 厚志

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 松田 一義
田中 久二

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第99条中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。